(二)　相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退の場合以外の場合において承継前の鉱業出願人（以下「旧鉱業出願人」という。）の地位を承継しようとする者は、その承継に係る鉱業出願をしなければならないものとし、当該出願があったときは、旧鉱業出願人の願書の発送の日時に承継人が当該承継に係る鉱業出願をしたものとみなすものとすることとした。（第三六条第一項及び第四項関係）

(三)　相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退により旧鉱業出願人の地位を承継した承継人が、旧鉱業出願人の地位を承継しようとするときは、遅滞なく、その承継に係る鉱業出願をしなければならないものとし、当該鉱業出願があったときは、旧鉱業出願人の願書の発送の日時に承継人が当該承継に係る鉱業出願をしたものとみなすものとすることとした。（第三六条第二項及び第四項関係）

(四)　相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退により鉱業出願人の地位を承継した承継人が、旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないものとすることとした。（第三六条第三項関係）

6　特定開発者の選定による鉱業権の設定の手続の創設

(一)　経済産業大臣は、特定区域を指定することができるものとし、当該指定をしたときは、特定区域ごとに、当該特定鉱物の開発を最も適切に行うことができる者（以下「特定開発者」という。）の募集に係る実施要項（以下「実施要項」という。）を定め、特定区域を表示する図面と併せてこれを公示しなければならないものとすることとした。（第三八条関係）

(二)　特定鉱物を目的とする鉱業権の設定を受けようとする者は、実施要項に従って、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないものとし、当該申請をする場合にあっては、申請書に事業計画書及び区域図を添えて経済産業大臣に提出しなければならないものとすることとした。（第三九条関係）

(三)　経済産業大臣は、その申請をした者が鉱物の合理的な開発を遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること、十分な社会的信用を有すること等の基準に適合しているかどうかを審査し、これらの基準に適合している者のうち、実施要項で定める特定開発者を選定するための評価の基準に従い、特定鉱物の開発を最も適切に行うことができると認められる者に対し、鉱業権の設定の許可をするものとすることとした。（第四〇条関係）

(四)　特定開発者として選定され、試掘権の設定を受けた試掘権者は、当該試掘鉱区に重複してその試掘権の目的となっている特定鉱物を目的とする採掘権の設定を受けようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないこととし、その申請の不許可等の通知を受けるまで、又はその鉱物を目的とする採掘権の登録があるまでの間は、その試掘権は存続するものとすることとした。（第四一条及び第四二条関係）

7　特定区域内における鉱区の増減に関する許可制度の創設

特定区域内において鉱区を有する鉱業権者が、その鉱区の増減をしようとするときは、経済産業大臣に申請し、その許可を受けなければならないものとすることとした。（第四五条第一項関係）

8　鉱業権の移転に関する許可及び届出制度の創設

(一)　鉱業権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）をしようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとすることとした。（第一三条の二及び第五一条の二第一項関係）

(二)　相続その他の一般承継によって鉱業権を取得した者は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、経済産業大臣は、当該届出をした者が、その目的とする鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること、十分な社会的信用を有すること等の基準に適合しないと認めるときは、鉱業権を譲渡すべき旨をその者に通知しなければならないものとすることとした。（第五一条の三関係）

9　鉱業権の取消事由の追加

鉱業権の取消事由として、鉱業法に規定する罪を犯して刑に処せられた場合等を新たに追加するものとすることとした。（第五五条関係）

10　特定開発者として選定され、鉱業権の設定を受けた鉱業権者の施業案に関する手続等の創設

(一)　特定開発者として選定され、鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、事業に着手する前に、事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないものとすることとした。（第六三条の二関係）

(二)　特定開発者として選定され、設定を受けた鉱業権者の鉱業権の移転があったときは、移転前の鉱業権者が認可を受けた施業案は、その鉱業権の移転を受けた者が認可を受けた施業案とみなして、その施業案により鉱業を行うものとすることとした。（第六三条の三関係）

11　鉱業権者による定期報告の創設

特定開発者として選定され、鉱業権の設定を受けた鉱業権者等は、経済産業省令で定める期間ごとに、特定鉱物の掘採の状況、鉱床の状態等について経済産業大臣に報告しなければならないものとすることとした。（第七〇条の二関係）

12　租鉱権の設定の申請に係る認可の基準の追加

経済産業大臣は、租鉱権の設定の申請について、租鉱権者となろうとする者が残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること等の基準に適合していると認めるときでなければ、その申請の認可をしてはならないものとすることとした。（第七七条第三項関係）

13　租鉱権の取消事由の追加

租鉱権の取消事由として、鉱業法に規定する罪を犯して刑に処せられた場合等を新たに追加するものとすることとした。（第八三条第一項関係）

14　施業案の変更の勧告及び命令の対象の追加

経済産業大臣は、特定開発者として選定され、試掘権の設定を受けた試掘権者の施業案を変更しなければ、その鉱区の完全な開発に資することができないと認めるときは、当該試掘権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができるものとし、当該勧告を受けた日から六〇日以内に施業案を変更しないときは、施業案の変更を命ずることができるものとすることとした。（第一〇〇条第一項及び第三項関係）

15　鉱物の探査の許可制度の創設等

(一)　鉱物の探査を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないものとすることとした。（第一〇〇条の二関係）

(二)　経済産業大臣は、探査の方法が、経済産業省令で定める基準に適合しなくなったとき等の場合においては、その許可を取り消すことができるものとすることとした。（第一〇〇条の五関係）

(三)　経済産業大臣は、探査の許可を受けずに探査を行っている者等に対し、当該違反行為に係る作業の中止、当該違反行為に係る探査に使用した装置若しくは物件の除去又は原状の回復を命ずることができるものとすることとした。（第一〇〇条の六関係）

(四)　探査の許可を受けた法人が合併又は分割する場合において、当該合併又は分割について経済産業大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人等は探査の許可を受けた者の地位を承継するものとすることとした。（第一〇〇条の八関係）